

別表第四

(イ)検査項目		(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	
一 駆動装置	(一) 制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	電氣的に開閉しないこと。	
		接触器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機が正常に作動しないこと。	
			電動機主回路用接触器の主接点の状況	イ 著しい摩耗があること。 ロ 変形があること。	
		ヒューズ	設置の状況	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。	
		絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況(一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流60V又は交流25V以下である回路を除く。)	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が300Vを超えるものにあつては0.4MΩ、150Vを超え300V以下のものにあつては0.2MΩ、150V以下のものにあつては0.1MΩ以上の絶縁抵抗がないこと。
	接地		接地の状況	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
	(六) 電動機		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
	(七) 減速機		振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。
			潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視により確認する。	油量が適量でないこと。
潤滑油の劣化の状況			色及び不純物を目視により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。	
油漏れの状況			目視により確認する。	オイルシールから著しい油漏れがあること。	
発熱の状況			触診により確認する。	異常な発熱があること。	
非常止め装置のキャッチの作動の状況(間接駆動があるものに限る。)			作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと。	
油の付着の状況			目視により確認する。	ドラム又はディスクのバッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。	
(八) ブレーキ		バッドとドラム及びディスクとの接触の状況(同心軸上にて回転するバッドにより制動するものを除く。)	目視及び聴診により確認する。	走行中にバッドとドラム又はディスクが接触していること。	
		ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。	
		制動力の状況	次に掲げる方法のいずれかにより確認する。 イ いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。 ロ いすが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。	イの検査方法により検査した場合にあつては制動距離が100mmを超えていること、ロの検査方法により検査した場合にあつては、制動距離が次の式によって算出されるLを超えていること。 $L = (100G) \div (G + 1.25P)$ この式において、L、G及びPは、それぞれ次の数値を表すものとする。 L 制動距離の基準値(単位 mm) G かご等の昇降する部分の固定荷重(単位 kg) P 定格積載量(単位 kg)	
(九) 駆動方式(該当するものを選択する。)	摩擦式(駆動ローラー)	駆動ローラーの状況	かごを昇降して確認する。	ローラーの摩耗又は損傷により昇降できないこと。	
		ラックピニオン式	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	チェーンプロケット式	歯の欠損及びき裂の状況	目視により確認する。	歯に欠損又はき裂があること。	
		滑車の作動の状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。	
		鎖の張りの状況	触診により鎖の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。	
鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。			
チェーンラックピニオン式	滑節構造部材の作動の状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。		
	鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。		
(十) 鎖の緩み検出装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。		
(十一) 駆動装置等のカバー	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。		
(十二) かご非常止め装置(かご非常止め装置が必要なものに限る。)	作動の状況	非常止め装置を作動させ、ブレーキを開放し、かごが動かないことを確認する。	かごが動くこと。		

	(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	
	(十三)かごのガイドシュー等	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。	
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		非常止め作動時のかごの水平度	かごの床の傾きを精密水準器により測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が1/30を超えていること。	
	(十四)ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
		摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。	
		設置の状況	設置の状況を確認する。	制動装置告示第七第四号の規定に適合しないこと。	
	(十五)充電電池	作動の状況	作動の状況を確認する。	ファイナルリミットスイッチにあっては緩衝器若しくは緩衝材に当たる前に作動しないこと又はファイナルリミットスイッチの代替スイッチ(障害物検出装置等を含む。)が床面等に当たっても作動しないこと、リミットスイッチにあっては着床位置の75mm以内において作動しないこと又はリミットスイッチが作動している状態において昇降機が運転できること(上部リミットスイッチ作動時における昇降機の下降運転の場合又は下部リミットスイッチ作動時における昇降機の上昇運転の場合を除く。)	
		取付けの状況	取付けの状況	取付けが堅固でないこと。	
		作動電圧の状況	電圧を電圧計等により測定する。	定格電圧が得られないこと。	
		外観の状況	目視により確認する。	電解液漏れがあること。	
		端子部の状況	触診により確認する。	端子部に緩みがあること。	
	(十六)駆動装置等の耐震対策	給電部の絶縁処置の状況	目視により確認する。	通常の使用状態において給電部に容易に触れられること。	
		転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	令第129条の8第1項の規定に適合しないこと。	
	(十七)速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の125%を超えていること。	
	二 いす関係	(一)いす部	いす部の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。
		(二)いす操作盤のボタン等及び操作レバー	押しボタン又は操作レバーの作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン又は操作レバーから手を離しても停止しないこと。
		(三)いすの回転装置	回転装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	回転装置のロックがかからないこと。
(四)用途、積載量及び最大定員の		インターロックの状況	作動の状況を確認する。	機械的ロックがかかる前に、電気スイッチが入ること。	
		設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	令第129条の6第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。	
(五)障害物検出装置		作動の状況	作動の状況を確認する。	接触式にあっては障害物に接触しても作動しないこと、非接触式にあっては障害物を感知しても作動しないこと。	
		障害物除去後の作動の状況	作動の状況を確認する。	操作ボタンを押し直さなくとも作動すること。	
(六)運転キー		作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。	
(七)安全ベルト	安全ベルトの状況	目視により確認する。	変形若しくは破損により切断するおそれがあること又は切断していること。		
	装着の状況	装着することにより確認する。	バックルを装着できないこと又は装着した状態を保持できないこと。		
(八)いすの折りたたみ機構	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	装置の取付ビス又はボルトに緩みがあること。		
	作動の状況	作動の状況を確認する。	いすの折りたたみ機構が折りたたまれた状態又は開いた状態を保持しないこと。		
	損傷の状況	目視により確認する。	構成部材の損傷、摩耗等によりいすが水平な状態を保持できないこと。		
三 乗り場及び階段	(一)乗り場の押しボタン等	押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等から手を離しても停止しないこと。	
	(二)リモートコントロールスイッチ	押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
	(三)ガイドレール及びレールブラケット	押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又はかご操作ボタン等の停止機能が優先されないこと。	
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
	(四)折りたたみレール	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。	
		ジョイント部の状況	かごを昇降して確認する。	ジョイント部のすき間、段差又は芯ずれにより、走行中に著しいかごの振動があること。	
		進入防止用安全スイッチの作動の状況	レールを折りたたんだ状態でかごを昇降し、進入防止用安全スイッチの作動の状況を確認する。	進入防止用安全スイッチが作動しないこと。	
	(五)移動ケーブル及びトロリー	進入防止用ストッパーの状況(機械式のものに限る。)	目視及び触診により確認する。	進入防止用ストッパーの取付けが堅固でないこと。	
		移動ケーブルの軌跡の状況	目視により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあること又は損傷があること。	
	(六)充電装置	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブル及びトロリーの端部及び引止め部の取付けが確実になく、運行に支障が生ずるおそれがあること。	
		充電の状況	充電されることを確認する。	充電されないこと。	
	(七)耐震対策	端子部の状況	触診により確認する。	端子部に緩みがあること。	
		接触子の状況	目視により確認する。	接触子に変形、摩耗、錆又は腐食があること。	
ロープガード等の状況		目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。		
ガイドレールとのかかりの状況		目視により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。		
突出物の状況		目視により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。		